



2022/04/11 10:04 現在の情報です。

大阪市西区阿波座一丁目14番15号
一般社団法人日本インターネットセキュリティ協会

会社法人等番号	1200-05-022866
名称	一般社団法人日本インターネットセキュリティ協会
主たる事務所	大阪市西区阿波座一丁目14番15号
法人の公告方法	当法人の公告は、電子公告とする。 https://www.kanpo.nsl.ne.jp/jisa/
法人成立の年月日	令和4年3月30日
目的等	目的 当法人は、インターネットを安全に利用することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。 (1) インターネットセキュリティ技術の開発、提供、啓発、普及推進、指導教育 (2) 安全なクラウド利用の開発、提供、啓発、普及推進、指導教育 (3) IT及びICT人材の育成 (4) インターネット機器の販売及びレンタル (5) インターネットセキュリティ技術に関する広報活動 (6) インターネットセキュリティ技術に関する意見表明 (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業
役員に関する事項	大阪府岸和田市三田町616番地の8 代表理事 成田孝悦 理事 成田孝悦 理事 忠吉春 理事 金容基 理事 木近政義 理事 篠原恵 理事 大田秀明 理事 尾崎安弘 理事 小杉知 監事 西谷久美子
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。
非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、金1万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人
監事設置法人に関する事項	監事設置法人
登記記録に関する事項	設立 令和 4年 3月30日登記

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。